

## 田原市小規模工事等契約希望者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田原市が発注する建設工事、業務委託、物品の買入れ、物品の借入れ及び修繕（以下「建設工事等」という。）について、入札参加資格審査の申請ができない小規模業者や個人経営者（以下「小規模事業者」という。）の受注機会を確保し、小規模事業者の育成や経済の活性化に寄与することを目的として、田原市が発注する小規模かつ軽易な建設工事等（以下「小規模工事等」という。）の契約を希望する者の登録の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(小規模工事等)

第2条 小規模工事等とは、建設工事等のうち予定価格が50万円以下のものをいう。

(登録の要件)

第3条 登録を受けることができる小規模事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者は登録を受けることができない。

- (1) 主たる事業所の所在地が市内にある者
- (2) 建設工事等の入札参加業者登録名簿に登載されていない者
- (3) 希望する小規模工事等を履行するために資格を要する場合にあっては、免許等によりその資格を有する者
- (4) 市税及び国民健康保険税を滞納していない者

(登録の申請)

第4条 登録を希望する小規模事業者は、小規模工事等契約希望者申請書（様式第1号）に、法人にあっては第1号及び第4号に掲げる書類を、個人にあっては第2号から第4号までに掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、資格を要する小規模工事等を希望する場合にあっては、その資格を証する免許証等の写しを添えなければならない。

- (1) 登記簿謄本又は現在（履歴）事項全部証明書
- (2) 住民票
- (3) 身分（身元）証明書
- (4) 滞納のない証明書

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、その内容を審査し、登録資格があると認める者について、定期的に小規模工事等契約希望者登録名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとする。

(有効期間)

第5条 登録の有効期間は、田原市の最新の入札参加資格審査申請要領に定める入札参加資格の有効期間と同じ（原則2か年度間）とし、登録の有効期間の途中で登録された者については、登録日から登録の有効期間の満了日までとする。

2 有効期間の満了後引き続き登録を受けようとする者は、登録の更新の申請をしなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

(登録の変更)

第6条 第4条第2項の規定により名簿に登載された者（以下「登録者」という。）は、登録を受けた事項に変更が生じたときは、小規模工事等契約希望者登録変更届（様式第2号）により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、名簿から抹消するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 廃業したとき。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令の規定に違反して、契約に関し談合を行う等不正又は不誠実な行為があったとき。

（登録者の取扱い）

第8条 財政課長（財政課に主幹を置く場合には、財政課長又は財政課主幹）は、名簿を庁内に公開するとともに、主管課において行う小規模工事等の契約に係る業者選定に際して、登録者に積極的に見積り参加の機会が与えられるよう努めるものとする。

2 小規模工事等を発注しようとする主管課は、登録者又は建設工事等の入札参加業者登録名簿に登載されている者の中から当該小規模工事等の契約の相手方の候補となるべき者を選定し、見積書を徴するものとする。

附則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年1月6日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

受付番号	
新規	更新

## 小規模工事等契約希望者申請書

年 月 日

田原市長 殿

田原市が発注する小規模工事等契約について、次のとおり登録を申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

住所又は所在地	〒441- 田原市	
フリガナ		
商号又は名称		
フリガナ		
代表者職・氏名		
電話番号	〈0531〉	—
FAX番号	〈0531〉	—
Eメール		
登録希望業種		
	営業内容・得意分野など	必要となる資格・許可・名称等
工事・修繕		
物品購入		
業務委託		

※ 資格・許可については、業務上必要なものを必ず記入すること。  
 資格・許可の証明書（複写可）を添付すること。  
 有効期間は、登録の日から 年3月31日までとする。

# 小規模工事等契約希望者登録変更届

年 月 日

田原市長 殿

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

下記のとおり変更があったので、届出をします。

## 記

### 1 変更内容

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

### 2 変更事項にかかる添付書類

- (1) 登記簿謄本又は現在（履歴）事項全部証明書
- (2) 住民票
- (3) 身分（身元）証明書
- (4) その他